

東美濃歴史街道協議会
ウェブサイトリニューアル業務
プロポーザル実施要領

令和 7 年 1 月

東美濃歴史街道協議会

(事務局:恵那市役所商工観光部観光交流課)

1. 目的

この要領は、東美濃歴史街道協議会（以下、「本協議会」という。）が実施する「東美濃歴史街道協議会ウェブサイトリニューアル業務」（以下、「本業務」という。）を委託するにあたり、本業務の受託候補者を選定するため、公募型のプロポーザル（以下、「本プロポーザル」という。）の実施方法など、必要な事項を定めるものとする。

2. 一般事項

- | | |
|-----------|---|
| (1) 発注者 | 東美濃歴史街道協議会 |
| (2) 事業の名称 | 東美濃歴史街道協議会ウェブサイトリニューアル業務 |
| (3) 業務の内容 | 別添 東美濃歴史街道協議会ウェブサイトリニューアル業務仕様書
(以下「仕様書」という。)の内容に基づいた業務 |
| (4) 予算上限額 | 3,000,000 円(消費税及び地方消費税込み) |
| (5) 事業期間 | 契約日から令和7年3月31日まで |
| (6) 審査 | 審査委員会において、契約候補者を選定する |
| (7) 事務局 | 恵那市役所商工観光部観光交流課観光企画係
〒509-7292 岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
担当：大島
電話 0573-26-2111(内線 2061664) ファクス 0573-26-2861
電子メール kankokoryu@city.ena.lg.jp |

3. 参加者の資格要件

次に掲げるすべての要件を満たしていることとする。

- (1) 令和7年1月28日（火）までに恵那市競争入札参加資格者名簿に登録されており、本業務が履行可能な者。
- (2) 提案書の提出期限において、恵那市の指名停止を受けていない者であること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有し

ている者でないこと。

- (6) 過去5年以内に同種業務または類似業務について、自治体及び自治体が参加する協議会及び実行委員会との実績を有していること。
- (7) 当該業務の実施にあたり、本協議会との連絡調整や打ち合わせなどに、迅速かつ的確に対応できるもの。
- (8) 市税等を滞納していない者であること。

4. 公募スケジュール

- (1) 実施要領等の公表：令和7年1月14日（火）から市ウェブサイトで公表
- (2) 質問の受付期間：令和7年1月20日（月）午後5時まで
質問は、質問書により電子メールで提出すること。（質問書の様式によらないもの及び電子メール以外の質問には回答しない。）
回答方法：受け付けた質問書を取りまとめ、令和7年1月23日（木）までに市ウェブサイト上で回答する。
- (3) 参加表明書の提出期間：令和7年1月28日（火）まで
本委託業務に参加を希望する場合は、別紙参加表明書を観光交流課まで直接持参または郵送すること（必着）。
持参による受付は、午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日は除く）。なお、電送による提出は受け付けない。
- (4) 企画提案書等提出期限：令和7年1月28日（火）
「6. 提出書類」を観光交流課まで直接持参または郵送すること。
受付時間：午前8時30分から午後5時まで（土・日・祝日は除く）。
- (5) プレゼンテーション及び審査：令和7年2月4日（火）
- (6) 審査結果の通知：令和7年2月5日（水）
審査結果は参加団体すべてに郵送する。
※審査結果に関しては、異議申し立ては受け付けない。

5. 企画提案書

- (1) 提案内容
 - ①次の事項を必須とし、「東美濃歴史街道協議会ウェブサイト」の趣旨に沿って提案すること。
 - ・基本方針 仕様書「4.業務内容（2）詳細」を達成するための企画提案全体

の趣旨、コンセプト等を具体的に記載すること。なお、提案する内容と類似する対応実績等の有無についても記載すること。

- ・展開方針 企画・運営の内容について具体的かつ現実的なスケジュール案を提示すること。

②提案は、全て企画提案書に記載すること。

③提案は1者につき1提案とし、提出後の変更・加筆は一切認めないこと。

(2) 様式

様式は任意とし、A4またはA3とする。

(3) 追加提案

- ・本協議会が要求している以外に、有効な提案があれば自由に提案すること。
- ・ただし、提案できるものは今回の事業費の範囲内のものに限る。

6. 提出書類

(1) 企画提案書 6部（正本1部、副本5部）

(2) 見積書 1部

(3) 業務実施体制報告書 1部

(4) その他

①参加表明書を提出した場合であっても、提出期限内に企画提案書等の提出がされない場合は、辞退したものとする。

②提出された企画提案書は返却しない。また、提出以降における企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。

③提出された企画提案書等は、選定を行う作業に必要な範囲において複製を作成することがある。

④企画提案書等の作成、提出等、参加に要する経費等は、すべて提案者の負担とする。

⑤提出書類のないように含まれる著作権、特許権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法を用いた結果、生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。

7. 審査

(1) 審査方法

①審査は提案書によるプレゼンテーションを基に評価し、契約候補者を選定する。

②審査は非公開で行う。

③応募者が1者であっても審査会を実施する。

(2) 審査の概要

①日 時 令和7年2月4日(火) 13時から

②出席者 審査員

③評価方法 提出した企画提案書等を基に、審査員が評価をする。

8. 契約

選定した契約候補者と恵那市が協議し、委託業務に係る仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は、提案された内容が基本となるが、採用になった案について、恵那市との協議により、必要に応じて内容を変更した上で契約を締結する場合がある。

なお、契約候補者と恵那市との間で行う仕様の詳細事項についての協議が調わなかった場合には、評価結果において評価点が次点の提案者と協議を行う。契約保証金については、免除する。

9. その他

(1) 失格

下記に該当する場合は、失格とする。

①提出書類に虚偽の記載をしたもの。

②提出期限内に提出書類が提出されなかったもの。

(2) 留意事項

①提出された企画提案書等は、受託候補者選定の目的以外に提出者に無断で使用しないものとする。

②企画提案書等提出後、本協議会の判断により補足資料の提出を求めることがある。

③本要領に定めるもののほか、必要な事項は事務局が定める。